

令和 4 年

三重県議会定例会会議録

(3 月 24 日)
(第 10 号)

第
10
号
3
月
24
日

令和 4 年

三重県議会定例会会議録

第 10 号

○令和 4 年 3 月 24 日（木曜日）

議事日程（第10号）

令和 4 年 3 月 24 日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第 5 号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第76号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 3 意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号
〔採決〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第 5 号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第76号
まで
- 日程第 2 請願の件
- 日程第 3 意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号
- 日程追加 議員辞職の件

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

- 出席議員 49名
- | | | | |
|---|---|-----|-----|
| 1 | 番 | 川 口 | 円 |
| 2 | 番 | 喜 田 | 健 児 |
| 3 | 番 | 中 瀬 | 信 之 |

4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	野 村	保 夫
16	番	木 津	直 樹
17	番	田 中	祐 治
18	番	野 口	正
19	番	倉 本	崇 弘
21	番	山 本	里 香
22	番	稻 森	稔 尚
23	番	濱 井	初 男
24	番	森 野	真 治
25	番	津 村	衛
26	番	杉 本	熊 野
27	番	藤 田	宜 三
28	番	稻 垣	昭 義
29	番	石 田	成 生
30	番	村 林	聰
31	番	小 林	正 人
32	番	服 部	富 男

33	番	谷川孝栄
34	番	東豊
35	番	長田隆尚
36	番	奥野英介
37	番	今井智広
39	番	日沖正信
40	番	舟橋裕幸
41	番	三谷哲央
42	番	中村進一
43	番	津田健児
44	番	中嶋年規
45	番	青木謙順
46	番	中森博文
47	番	前野和美
48	番	山本教和
49	番	西場信行
50	番	中川正美
51	番	舘直人
欠席議員	1名	
20	番	山内道明
(38	番	欠員)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂三雅人
書記(事務局次長)	畑中一宝
書記(議事課長)	前川幸則
書記(企画法務課長)	小野明子
書記(議事課課長補佐兼班長)	佐竹宴

書記（議事課主幹兼係長）

大西 功 夏

書記（議事課主査）

中西 孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	中 山 恵 里 子
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	中 尾 洋 一
環境生活部廃棄物対策局長	増 田 行 信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	小見山 幸 弘
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	長 崎 敬 之

会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員 警 察 本 部 長	村 田 典 子 佐 野 朋 毅
代表監査委員 監査委員事務局長	伊 藤 隆 紀 平 益 美
人事委員会委員長 人事委員会事務局長	竹 川 博 子 山 川 晴 久
選挙管理委員会委員	富 永 健
労働委員会事務局長	中 西 秀 行

午前10時0分開議

開 議

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（青木謙順） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第1号及び意見書案第2号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、財政的援助団体等の監査結果1件が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

戦略企画雇用経済常任委員会審査報告書

議案番号	件名
24	三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年3月11日

三重県議会議長 青木 謙順 様

戦略企画雇用経済常任委員長 野村 保夫

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件名
23	三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例案
26	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
38	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年3月15日

三重県議会議長 青木 謙順 様

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
2 2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
2 5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
3 6	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
3 7	三重県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案
4 2	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
5 1	地方独立行政法人三重県立総合医療センター第三期中期計画の認可について
5 2	公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年3月15日

三重県議会議長 青木 謙順 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 田中 智也

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
49	財産の取得について
54	鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

ただし、議案第49号及び議案第54号については、別添附帯決議を付した。よって、ここに報告する。

令和4年3月16日

三重県議会議長 青木 謙順 様

防災県土整備企業常任委員長 山崎 博

「議案第49号 財産の取得について」及び「議案第54号 鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定について」に対する附帯決議

当局におかれては、指定管理事業者と行政のリスク分担について、また今後指定管理事業者のモニタリングとチェック機能を担う金融機関と締結される具体的な協定内容について、締結前に整理して、十分に議会にご説明いただくこと。

以上決議する。

令和4年3月16日

防災県土整備企業常任委員会

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
3 9	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
4 1	三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案
4 3	三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案
5 3	特定事業契約について
5 5	三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年3月16日

三重県議会議長 青木 謙順 様

教育警察常任委員長 田中 祐治

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
2 9	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
4 5	包括外部監査契約について
5 0	財産の処分について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年3月16日

三重県議会議長 青木 謙順 様

総務地域連携デジタル社会推進常任委員長 森野 真治

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
5	令和4年度三重県一般会計予算
6	令和4年度三重県県債管理特別会計予算
7	令和4年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター 資金貸付特別会計予算
8	令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
9	令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付 事業特別会計予算
10	令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特 別会計予算
11	令和4年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予 算
12	令和4年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
13	令和4年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
14	令和4年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予 算
15	令和4年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別 会計予算
16	令和4年度三重県港湾整備事業特別会計予算
17	令和4年度三重県水道事業会計予算
18	令和4年度三重県工業用水道事業会計予算
19	令和4年度三重県電気事業会計予算

20	令和4年度三重県病院事業会計予算
21	令和4年度三重県流域下水道事業会計予算
27	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
28	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
30	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
31	三重県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例案
32	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案
33	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案
34	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
35	三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案
40	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
44	三重県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還免除に関する条例を廃止する条例案
46	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
47	国営宮川用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について
48	土木関係建設事業に対する市町の負担について
57	令和3年度三重県一般会計補正予算（第20号）
58	令和3年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
59	令和3年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）

6 0	令和3年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
6 1	令和3年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付 事業特別会計補正予算 (第2号)
6 2	令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特 別会計補正予算 (第3号)
6 3	令和3年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補 正予算 (第2号)
6 4	令和3年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算 (第2号)
6 5	令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予 算 (第2号)
6 6	令和3年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補 正予算 (第2号)
6 7	令和3年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別 会計補正予算 (第2号)
6 8	令和3年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2 号)
6 9	令和3年度三重県水道事業会計補正予算 (第3号)
7 0	令和3年度三重県工業用水道事業会計補正予算 (第3 号)
7 1	令和3年度三重県電気事業会計補正予算 (第3号)
7 2	令和3年度三重県病院事業会計補正予算 (第3号)
7 3	令和3年度三重県流域下水道事業会計補正予算 (第4 号)
7 4	防災関係建設事業に対する市町の負担について
7 5	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
7 6	土木関係建設事業に対する市町の負担について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和4年3月22日

三重県議会議長 青木 謙順 様

予算決算常任委員長 石田 成生

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 分)

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結果
請41	県議会議員定数の伊賀市選挙区削減の撤回を求めることについて	伊賀市下柘植1636番地 奥澤 重久 (西柘植地域まちづくり協議会会長) ほか39名	山 本 里 香 稲 森 稔 尚	不採択

意見書案第1号

地方議会におけるオンラインによる参考人からの意見聴取を可能

とする法改正を求める意見書案

上記提出する。

令和4年3月16日

提 出 者

川 口 円

石 垣 智 矢

山 崎 博

中瀬古 初 美

小 島 智 子

野 村 保 夫

野 口 正

倉 本 崇 弘

山内道明
山本里香
稲森稔尚
藤田宜三

地方議会におけるオンラインによる参考人からの意見聴取を可能とする法改正を求める意見書案

地方議会における参考人の制度は、本会議や委員会において調査や審査のため必要があると認める場合に学識経験者等を招致し、意見を聴取するものである。特に委員会の審議の充実のために参考人の招致は極めて有益であり、本県議会においても、令和2年度に15人の参考人を招致するなど、積極的に参考人の制度を活用してきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人流の抑制が求められる中、県外在住の参考人の招致の実施が困難となる事態が発生しており、今後も参考人の招致の円滑な実施が懸念される状況である。

一方、情報通信技術の進展により、オンラインにより参考人から意見を聴取することも技術的には可能であるが、地方議会における参考人の制度について定めた地方自治法第115条の2第2項では「参考人の出頭を求め」と規定されており、参考人の招致に当たっては、当該参考人が会議を招集する場所に現に存在することが必要と解され、同法に基づく参考人としてオンラインによる意見聴取を行うことはできない現状にある。

地方自治法に基づく参考人ではないという位置付けで、事実上、委員会活動等において学識経験者等から意見を聴取することも可能ではあると考えられるが、同法に基づく参考人とはいえないことによる運用面等の支障が懸念されるため、同法において地方議会におけるオンラインによる参考人からの意見聴取を明確に位置付けることが求められる。

よって、本県議会は、国において、地方議会におけるオンラインによる参考

人からの意見聴取が可能となるよう必要な地方自治法の改正を行うことを強く要望する。

以上のおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青 木 謙 順

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、デジタル大臣

意見書案第2号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案
上記提出する。

令和4年3月16日

提 出 者

川 口 円
石 垣 智 矢
山 崎 博
中瀬古 初 美
小 島 智 子
野 村 保 夫
野 口 正
倉 本 崇 弘
山 内 道 明
山 本 里 香
稲 森 稔 尚
藤 田 宜 三

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案

1979年、国連はあらゆる分野において女性に対する差別を撤廃し、女性に対して男性と平等の権利を保障するための「女性差別撤廃条約」（以下「条約」という。）を採択し、我が国は1985年に条約を批准した。また、1999年には、「女性差別撤廃条約選択議定書」が採択された。

この選択議定書は、条約で保障されている権利が侵害された場合、国内における救済措置を尽くした後に、個人等が女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができることを定めるとともに、女性差別撤廃委員会が、条約に定める権利の重大又は組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、当該国にその調査結果を意見・勧告とともに送付する手続を定めている。この選択議定書を批准することにより、条約締約国は、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができる。この選択議定書について、2021年時点で条約締約国189か国中114か国が批准しているが、我が国はいまだこれを批准していない。

政府の第5次男女共同参画基本計画においては、「令和元（2019）年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダーギャップ指数（GGI）」では、我が国は153か国中121位となっている」と記載されるとともに、「新型コロナウイルス感染症の拡大によって」「配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等」が「顕在化した」との認識が示されている。女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、このような現状を変える重要な第一歩である。

同基本計画では「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と記載されているが、具体的な取組を加速する必要がある。

よって、本県議会は、国において、男女共同参画社会の実現に向けて、我が国の司法制度や立法政策との関連での課題等を早急に解決し、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 青木 謙 順

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

委員 長 報 告

○議長（青木謙順） 日程第1、議案第5号から議案第55号まで及び議案第57号から議案第76号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。野村保夫戦略企画雇用経済常任委員長。

〔野村保夫戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（野村保夫） 御報告申し上げます。

戦略企画雇用経済常任委員会に審査を付託されました議案第24号三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきましては、去る3月11日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですらに議論のありました事項について申し述べます。

まず、県立大学の設置の検討についてであります。

現在、若者の県内定着、学びの選択肢の拡大に向けて県立大学の設置の検討がされており、3月11日の委員会において、今年度の検討状況や今後の方針について報告がなされたところです。

新たな県立大学の設置について、一定のニーズがあるという有識者会議からの報告がなされたものの、大学設置にかかる費用と効果の把握、企業が望

む人材育成等、検討すべき課題が多数あることから、慎重に判断すべきものと考えます。

県当局におかれては、今後、県立大学の設置の是非を検討するに当たって、設置ありきで進めるのではなく、検討過程の説明も含め、議会に対して丁寧な説明を行い、議会での議論を十分に踏まえた上で、慎重に判断されるよう要望いたします。

次に、首都圏営業拠点三重テラスについてであります。

今年度は、平成30年度から始まりました三重テラス第2ステージの4年目であり、3月15日の委員会において、今後の方向性の検討結果を取りまとめた第2ステージ総括評価の最終報告がなされたところです。

三重テラスは、首都圏における三重県の認知度を向上させるための役割を果たしていますが、令和5年度からの三重テラス第3ステージの継続に向けて、効率的かつ効果的な運営体制と費用削減の方策に十分留意する必要があると考えます。

県当局におかれては、第3ステージの継続に向けた方向性の検討に当たって、施設の効率的な運営の観点から必要な見直しを行うとともに、議会に対して検討状況の説明を行うよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 野口 正環境生活農林水産常任委員長。

〔野口 正環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（野口 正） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第23号三重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例案ほか2件につきましては、去る3月11日及び15日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 田中智也医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔田中智也医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（田中智也） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第22号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案ほか6件につきましては、去る3月11日及び15日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、三重県ひきこもり支援推進計画最終案についてであります。

本計画は、社会情勢や、これまでの議会での議論等も踏まえ、都道府県で初のひきこもり支援に特化した計画となっています。ひきこもり支援を県として総合的に推進する強い意思が現れており、計画の策定に敬意を表するとともに、今後の取組に大いに期待しています。

計画の目標については、数字だけにとらわれない緩やかな態度、姿勢に留意した上で、ひきこもりの当事者やその家族が支援を実感できるものとなるよう、計画期間中も適宜検証を行い、誰もが自分らしい生き方を選択できる社会の再構築を目指して一層取り組まれるよう要望いたします。

次に、公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可についてであります。

本件は、公立大学法人三重県立看護大学が認定看護師教育課程を開設するに伴い、当法人が徴収する料金の上限の変更を知事が認可するに当たり、地方独立行政法人法の規定により議会の議決を得る必要があるため、今定例会議に議案として提出されました。

しかしながら、当法人が知事の認可を受ける前に、変更後の入学検定料及

び入学料を徴収していたことが明らかになり、法令で定める手続を経ず、誤った金額を徴収していたことは不適切な事務に当たり、県民の信頼を大きく損ねるものです。

また、3月11日の本委員会で採決を行った後にこの事実が判明したことから、15日に改めて県当局から説明を受け、採決後に案件をめぐる環境が大きく変わったことから再審査を行いました。このような事態となったことは誠に遺憾なことであります。

県当局においては、今後このようなことがないように、改めて全庁を挙げてコンプライアンスの徹底に努めるとともに、再発防止に向けて取り組まれるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 山崎 博防災県土整備企業常任委員長。

〔山崎 博防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（山崎 博） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第49号財産の取得についてほか1件につきましては、去る3月16日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会から、議案第49号財産の取得について及び議案第54号鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定についてに対して附帯決議案が提出され、全会一致で採択されました。

議案第49号及び議案第54号に対する附帯決議は次のとおりです。

1、当局におかれては、指定管理事業者と行政のリスク分担について、また今後指定管理事業者のモニタリングとチェック機能を担う金融機関と締結される具体的な協定内容について、締結前に整理して、十分に議会にご説明いただくこと。

以上、決議したものであります。

なお、16日に教育警察常任委員会で審査のありました議案第53号特定事業

契約について及び議案第55号三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定については、鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の運営管理を効率的・一体的に進め、県内外の方々が集い、にぎわい、つながるような施設、空間を目指すもので、さきの附帯決議を付した議案と一体であることを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 田中祐治教育警察常任委員長。

〔田中祐治教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（田中祐治） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第39号公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案ほか4件につきましては、去る3月14日及び16日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 森野真治総務地域連携デジタル社会推進常任委員長。

〔森野真治総務地域連携デジタル社会推進常任委員長登壇〕

○総務地域連携デジタル社会推進常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会に審査を付託されました議案第29号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案ほか2件につきましては、去る3月14日及び16日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 石田成生子算決算常任委員長。

〔石田成生子算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第5号令和4年度三重県

一般会計予算ほか49件につきましては、去る3月10日に委員会を開催し、総括質疑を行った後、3月11日から16日にかけて、該当の分科会で詳細な審査を行いました。

その後、3月22日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、総合的な観点から慎重に審査いたしました結果、議案第6号、議案第7号、議案第9号から議案第16号まで、議案第20号、議案第21号、議案第27号、議案第30号から議案第35号まで、議案第44号、議案第46号から議案第48号まで及び議案第57号から議案第76号までの43件につきましては、いずれも全会一致をもって原案を可決、議案第5号、議案第8号、議案第17号から議案第19号まで、議案第28号及び議案第40号の7件につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

令和4年度当初予算は、強靱な美し国を目指して三重を前へ進める予算として、新型コロナウイルス感染症対策のさらなる推進や、防災・減災、県土の強靱化、観光誘客の推進などに重点的な配分がされており、一般会計の当初予算の規模は、対前年度比4.0%増の8194億円、令和3年度1月・2月補正予算と合わせると対前年比4.6%増の8593億円となり、昨年度を上回る過去最大規模の予算となっています。経常収支適正度は前年度に比べ若干の改善が見られていますが、今後も社会保障関係経費などの義務的経費の増加が見込まれることなどから、本県の財政運営は、厳しい状況が続くことが予想され、引き続き財政健全化に向けた取組を進めていく必要があります。

県当局におかれては、新型コロナウイルス感染症や人口減少などの様々な課題に対応しつつ、持続可能な財政運営の確保に向けた取組をより一層進められるよう要望します。

なお、審査の過程において、特に議論のありました事項について申し述べます。

3月10日の総括質疑においては、県財政の現状や今後の見通し、保健所体制の強化、観光振興の取組、水産業の振興、みえ森と緑の県民税、消費生活の安全確保などについて活発な議論が行われ、事業執行に反映されるよう求

めました。

次に、3月11日から16日に開催された各分科会で、特に議論のありました事項について、各分科会委員長から報告がありましたので申し述べます。

まず、高等教育機関連携推進事業についてであります。

本事業では、県立大学の設置について判断するため、令和4年度は具体的な大学像を検討し、その上で県民や事業者を対象としたアンケート調査を実施することとなっています。

新たな県立大学の設置については、学びの選択肢の拡大や若者の県内定着の観点から一定のニーズがあるものの、大学設置にかかる費用と効果の把握、企業の望む人材育成等、検討すべき課題が多数あることから慎重に判断すべきものと考えます。

県当局におかれては、新たな県立大学の大学像や設置の効果等を議会に示すとともに、県民や事業者を対象としたアンケート調査を実施するに当たっては、議会での十分な議論を踏まえた上で実施されるよう要望します。

次に、防災ヘリコプター運航管理費関連についてであります。

県の防災上の航空拠点となる津市伊勢湾ヘリポートは、給油設備を備えた県内唯一のヘリポートですが、その周辺が南海トラフ地震による津波浸水想定浸水の区域となっているため、災害時に機能しないおそれがあると危惧されており、これまで議会でも常任委員会において指摘をしてきたところです。

県当局におかれては、災害時にも航空拠点としての機能が確実に果たせるよう、対応策の検討を早期に進めていただくことを要望します。

次に、指定管理者を更新する施設のうち大仏山公園の野球場についてであります。

大仏山公園の野球場については、これまでも指摘してまいりましたように、防球ネットが低く、特に硬式野球の試合を行うには安全性に懸念がある状態が続いています。

県当局におかれては、早急に御対応いただきますよう、強く要望します。

最後に、南部地域の活性化についてであります。

令和4年度は、人口減少対策元年として体制を整備し、人口減少対策の取組を強化していくこととされており、特に県内でも人口減少が著しい南部地域への対策は大きな課題となっています。

人口減少対策の観点からも重要となる南部地域の活性化に係る令和4年度の当初予算は前年度と同額程度となっていますが、県当局におかれては、人口減少対策を充実したものとするため、南部地域の活性化に関する取組をこれまで以上に積極的に行われるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 以上で委員長報告を終わります。

質 疑

○議長（青木謙順） 委員長報告に対する質疑の通告がありますので発言を許します。

21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 医療保健子ども福祉病院常任委員長に伺います。

議案第52号、県立看護大の学費等引上げについて、議会上程、議決前に既に引き上げられ調整されていたことについて再審査が行われたとの報告でした。不適切処理ということになったということですが、誤解があった、認識が違った、連携不足だった、おろそかだったということが委員会で話し合われたそうですが、どこにどういった誤解、認識不足、連携不足があったと確認されたのですか。

そして、県立看護大の責任者を招聘しての審査はしなくてよかったのですか。そのような声は出なかったのですか。

また、委員会外でも県立看護大の責任者の方から何か説明や報告はあったのでしょうか。

お伺いいたします。

〔田中智也医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（田中智也） 御質問ありがとうございます。連携不足の原因について詳細な確認がされたのかという御質問と認識いたしております。

法令で定める手続を経ずに誤った金額を徴収していたということについて執行部から説明を受けました。どの部分にということについては、県立看護大学のほうは、議決を得る必要があったにもかかわらず、今年度、令和3年度内に執行するものについて、改定後の料金で徴収してしまっていたということで、その認識が甘かったというふうに、県立看護大学側の認識としては甘かったと。医療保健部側としては、議決を得る必要はもちろんあるということでありすけれども、県立看護大学側がそういうふうな徴収を行っていたという詳細な認識または確認が取れていなかったというところに問題があったと。双方の連携が非常に不足していたと委員会としては確認したというところ です。

県立看護大学に参考人として招致して調査することが必要だったのではないかとということにつきましては、委員会の中で特に議論、意見はございませんでした。ただ、再発防止に向けて、今、県庁全庁として今後このようなことのないようにということで取り組んでいただくという説明がありました。それらをしっかりと見守り、踏まえながら、さらに調査が必要であると判断した場合には、委員会の中で改めて、審査、調査をしていく必要があると考えています。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） お答えありがとうございます。今後もまだこのことについては見ていくということだと思います。

お話が委員会以外でも県立看護大学からあったかということについては、なかったということでもよろしいですね、ということでここで押さえておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（青木謙順） 答弁は簡潔に願います。

〔田中智也医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（田中智也） 委員会の中では、県立看護大学からの意見ということにはなかったです。看護大学を招聘しようという意見もなかったです。

以上です。

○議長（青木謙順） 22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） お疲れさまです。医療保健子ども福祉病院常任委員長にお伺いしたいと思います。

今、不適切な事務処理であったというようなお話はありましたけれども、もう少し深く確認させていただきたいんですけれども、今回の県立看護大学側が違法に徴収していたという問題と、適切な時期に議案を提出しなかったという二つの問題があるかと思うんですけれども、適切な時期に議案を提出しなかった、違法な手続が行われているという認識があつて、例えば常任委員会の審議を見守って、そういうことを知りながら、外部から指摘があつて説明したんじゃないか、あるいは県庁の中にそういう方がいたのではないかという、これ、本当に恐ろしいことですが、そのような踏み込んだ確認や追及というのはあつたのでしょうか。知りながらオープンにしなかったということについて。

○議長（青木謙順） 稲森議員に申しますが、事前にお話ございませんでしたので、一応、ただいまの稲森議員の発言について、私としては、議長のほうが認め、そして委員長報告に対する質疑を許すという形でスタートしたいと思いますので、その辺、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

〔田中智也医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（田中智也） 御質問いただきましたのは、あらかじめ分かつていて、不利になるので委員会の中で明らかにしてなかったのではないかというような趣旨の御質問と認識いたしました。そのことについては、委員から意見、質問が出ました。執行部のほうからは、そ

うということではない、決してないということで答弁があり、委員会としても、また、その発言をされた委員としても、そのことについては、信頼というか、信じるものであるというふうなやり取りがありました。

○22番（稲森稔尚） もう大丈夫です。

○議長（青木謙順） 委員長報告に対する質疑を終了いたします。

討 論

○議長（青木謙順） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

本議会に上程されております71議案のうち56議案に賛成し、議案第5号、第8号、第17号から第19号、第25号、第28号、第39号から第41号、第49号及び第52号から第55号の14議案に反対するため、ここに反対討論をいたします。

時間の制約がありますので、主なものを述べます。

まず、議案第5号、来年度一般会計予算とその関連です。

総務部において、人件費について1.1%の減少ということです。保健所、救急をはじめ、多くの職員の奮闘に報いる給与でなければならず、厳しい人員体制の下で、新型コロナウイルス感染症や自然災害への対応や、もちろん通常業務など、県民の命と暮らしを守るために奮闘する職員に、前回補正予算で期末手当の一方的な支給減を押しつけたことや、関連して、議案第28号において、さらに会計年度任用職員にまで期末手当カットをすることでの減額が含まれております。ひいては、新型コロナウイルス感染症によって冷え込んでいる経済に対し、県民の消費を一層冷え込ませることになります。また、会計年度任用職員においては、非正規自治体職員の低過ぎる処遇を改善するために始められた制度のはずでした。引き下げるべきではありません。また、新型コロナ禍で、応援隊を組織しても保健所業務が滞るほどの激務の

連続でした。他部署も含め、勤務実態を十分把握し、パンデミックや災害に備える体制を強化し、職員の増員を図るべきです。

デジタル社会推進局において、あったかいDXと期待もしますが、あったかいへの道筋がなかなか見えてきません。県、市町が一体となった自治体システムの標準化、共通化をより進めるということですが、自治体がこれまでに積み上げてきた自主的なあったかい施策の後退や、企業への個人情報提供など、大きな問題を抱えています。マイナンバーの取得促進を支援することについては、情報保護の面からも反対です。関連して、議案第25号のマイナンバー利用範囲の拡大についても反対します。

地域連携部において、リニア中央新幹線にかかる経費は、昨年度同等の936万円です。推進の立場はまず封印すること、自分たちの目で、耳で、見聞き調べて、知見に基づき想像を働かせていただきたいと思います。まず、今は封印すること。

医療保健部においては、新型コロナウイルス感染症の感染者数が低下傾向になったときにこそ、社会的検査を行い、無症状の感染者を発見、保護するための無料検査を幅広く継続することを改めて求めておきたいと思います。

感染症病床の確保に苦慮されたと思います。公立公的病院の力を再認識されたのではないのでしょうか。2021年から病床機能再編事業と看板を替えて、病床削減する地域医療構想を続行するとしています。反対です。

子どもの医療費無料化は県として、中学校卒業までの年齢拡大とともに、窓口無料と所得制限をなくすよう進めるべきです。また、障がい者医療費助成では、精神障がい2級への拡大と窓口無料へ進むべきです。後期高齢者の医療費の窓口負担が今後2倍化されますが、急激な負担増で、このことへの県としての手だても必要ではないのでしょうか。

教育委員会においては、県立学校の新入生に1人1台タブレット端末を自費負担させることとなっています。既に全国の21の県が公費配備を決定しています。本県でも公費負担すべきです。文部科学省も、公費で整備する場合や、保護者の負担軽減策として、地方創生臨時交付金の活用を促してもい

ます。

入学準備で10万円は当たり前、専門学科などでは20万円にもなる大きな金額が必要な中、さらに数万円の上乗せになります。保護者負担軽減のこれまでの方針はどうなったのでしょうか。無理な場合の貸出しも考えておられるということですが、無理に無理を重ねることが実際はあるでしょう。

また、どれだけタブレットを使った授業実践がなされるかということも、かえって注目の的になるでしょう。もちろん、学習に有効に働くものであり、今後必要なものではありませんが、使うことが目的ではありません。現に現場では先生方に、タブレットを授業にどう使っていくかを報告させるようなことが起こってきています。本末転倒です。

また、小・中学校における学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックなど、学力テストはやめるべきです。

さらに、少人数学級の進捗は、国の1年前倒しということで歓迎するものです。導入時より矛盾を抱えたままのみえ30人学級における25人下限条件をなくすことも並行して実現していただきたい。

学校現場の過重労働は、取組によって少しずつ改善の方向だというもの、まだまだ厳しいものがあります。関連する議案第39号の公立学校職員定数条例の改正で、公立学校職員の59名減員には反対いたします。よりきめ細かな、豊かな教育実践を願うのであれば、教員を増やすことこそ重要です。また、議案第40号の公立学校の会計年度任用職員の期末手当削減についても、さきに述べたとおり、制度成り立ちの趣旨からも容認できません。

雇用経済部においては、脱炭素に向けた産業界の取組を支援する事業があり、構造転換を推進する方向づけをしてビジネスの創出を目指すわけですが、しっかりとやっていただきたいと応援する一方、人間や環境があつてこそその経済成長だということを主眼に置いていただきたい。この件に関する会議体が非公開であることに大変危機感を持っています。

環境生活部においては、四日市公害判決50年の重みを表現しながらの環境行政に当たっていただきたいし、全ての部署に関わって、環境重視のイニシ

アチブをとっていただきたいと思います。人権センターの運営について一考されたく思います。

次に、議案第8号、国民健康保険事業特別会計です。

新型コロナウイルス感染症で収入の激変世帯への減額、免除が行われ、来年度は未就学児の均等割減免が実施されます。一定前進ですが、まだまだ高過ぎる国民健康保険料は、限界を超えています。市町は市民との間に入って苦勞しています。医療控えもあって黒字になっている国民健康保険事業特別会計ならば、市町への負担金をもっと減らし、国民健康保険料を下げられるようにすることが必要と反対します。

議案第17号、第18号、第19号の水道事業、工業用水道事業、電気事業の三つの企業庁会計は、いずれも見通しの甘い大型開発失敗によって、市町、県民、市民に後処理の負担を背負わせているとして反対いたします。

議案第49号、議案第53号から議案第55号については、鈴鹿青少年の森公園と鈴鹿青少年センターの整備運営を、P a r k - P F I、指定管理制度に係る事業者指定と、20年間の特定事業契約、公園施設の買取りについてのものです。不安材料があるということで附帯決議もついたということですが、P F I ・ P a r k - P F I 手法ではなく、森や公園の管理の専門家を県でつくっていくことの蓄積こそが、最終的にはコスト減や県財政の豊かな財産になると反対いたします。

最後に、議案第52号、県立看護大学に感染管理の開設に伴う、入学検定料、入学料、授業料の変更について、委員長報告に対する質疑もいたしましたが、条例改正を得ずに金額を改定し徴収までしてしまったことについて、医療保健部の問題もありますが、どこに問題があったのかを委員会全体が確認もできないままであること、このことに大きな問題がありと、この委員会運営について疑義ありと反対いたします。

以上、強靱で美し国、強く美しいということは、県民に優しい政策があってこそ、強い暮らし、強い経済、強い営業となり、他人を踏みつけにしない美しさになると信じて反対討論を終わります。議員の皆さんの御賛同をよろ

しくお願いいたします。

○議長（青木謙順） 22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

私は、議案第52号公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の変更の許可について、反対の立場から討論を行います。

行政が大きな権力を持つことができるのは、それが法に基づいて執行されているからです。一人ひとりの主権者が直接選挙で選んだ国民、県民の代表者によって、法律や条例が議会の場で決められたことを民意として正当性のよりどころとしています。つまり、議会の議決は主権者の意思となり、主権者の意思に基づいてこそ、行政はその権力を行使しなければならないことが基本的な原理として要請をされているということを改めて受け止めていただきたいと思います。

今回の三重県立看護大学が違法に入学検定料、入学金を徴収していた問題は、執行部が適切な時期に料金の上限変更の議案を提出することを行わずに議会の議決を怠っていたということでもあります。これは議会軽視ということで済まされる問題ではなく、議会の権能そのものを無視した重大な問題と捉え直していく必要があります。単に返金すれば解決するという話ではなく、県立看護大学と県行政との意思疎通や連携はもとより、県庁の中で議案提出を逸したことを知りながら管理職に説明していなかったという事実はなかったかどうか、ミスでは済まされない意識が組織の中で芽生えていないかどうか、しっかりと全庁的な課題として問い直して、私たち議会にしっかりと説明していただきたいと思います。

一方で、私たち議会も自戒の念を込めて、全ての議案を最終日までに全て原案どおり可決しなければならないという思い込みに陥っていなかったかどうか、議会の議決は全ての県民の民意として、行政の執行に対して正当性を与えてしまうという重さをもう一度認識し直さなければなりません。

料金の上限変更の理由ですが、既に看護現場で実務経験がある看護師を対

象にして、認定看護師教育課程に特定行為研修を組み込むことが必須になったことなどにより、入学金、授業料、入学検定料をいずれも引き上げる内容と伺っています。ここで、議案の提出においてさえ意思疎通が十分ではなかった県立看護大学に対して、この料金の引上げに、県の政策的な意思や判断が反映されているのかということも疑問に残ります。

新型コロナウイルス感染症を経験した県内の医療に携わる人づくり、さらには、県内大学の魅力向上という観点から、医療保健部だけではなく、戦略企画部も含めて、十分な検討はなされたのでしょうか。

授業料のみならず、入学金や入学検定料までの引上げには、広く政策的な意思のない、便乗値上げのように思えてなりません。これから人口減少対策のために県立大学の検討をなさるそうですが、全く先が思いやられます。

以上のことを申し上げて、議案第52号には反対することといたします。

以上です。

○議長（青木謙順） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、議案第6号、議案第7号、議案第9号から議案第16号まで、議案第20号から議案第24号まで、議案第26号、議案第27号、議案第29号から議案第38号まで、議案第42号から議案第48号まで、議案第50号、議案第51号及び議案第57号から議案第76号までの56件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第5号、議案第8号、議案第17号、議案第18号、議案第25号、

議案第28号、議案第39号から議案第41号まで、議案第49号及び議案第53号から議案第55号までの13件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第19号及び議案第52号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

○議長（青木謙順） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する総務地域連携デジタル社会推進常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（青木謙順） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

22番 稲森稔尚議員。

[22番 稲森稔尚議員登壇]

○22番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

請願第41号県議会議員定数の伊賀市選挙区削減の撤回を求めることについて、採択をすべきという立場から討論を行います。

東紀州地域を合区させることと伊賀市選挙区を削減することを交換条件のように、2大会派の談合体質と裏取引によって推し進められた県議会議員定数の見直しは、2大会派の御都合主義が優先され、最新の国勢調査の結果を待つことなく決定された極めて不当なものであると考えています。

その結果、定数議論の前提としてきた精度の低い人口推計と、後に判明した令和2年国勢調査確定値を比較すれば、伊賀市の人口が約3000人多くなり、定数議論の根本でもあった人口比例の実定数そのものが食い違ってくるという、県議会にとってのまさに醜態をさらしました。結果として、当時の県議会議長の在任中にメンツを立てようと結論を急ぎ過ぎたあまり、メンツが丸潰れになっているということに皆さんはお気づきでしょうか。

県民参加の理念とはかけ離れて、自分たちの思惑を覆い隠すかのように募集期間を2週間に短縮された条件下のパブリックコメントにあっても、全体の6割を超える意見が伊賀市から寄せられ、その多くを占める反対や疑問の声にも、伊賀市を代表する伊賀市長の声にも、全く耳を傾けてきませんでした。

これまでの三重県議会では、沿岸部の都市型地域の定数が減員するということは、これまでの経過はありましたが、今回の定数見直しでは、過疎地域が拡大し続けている伊賀市が県南部地域に議席を分け与えるといういびつな形になってしまいます。人口比例に反して定数削減を強行したことは、県政に切実な願いを届けてほしいと期待を寄せる伊賀市民を軽んじてその民意をゆがめているのみならず、伊賀市民の誇りを深く傷つけるものであります。

議員定数の決定は民主主義の根幹をなすものであり、議会は多様で多面的な価値観を持つ県民やそれぞれの地域の縮図となるものでなければなりません。民主主義とは結論に至るまでの議論のプロセスを最も重要視しているは

ずですが、そのような姿とは程遠いものと言えます。いま一度、県議会の談合体質と裏取引がもたらした選挙区と議員定数の在り方については再検討することは当然のことであり、その上で、人口に比例しない、伊賀市選挙区の定数削減は撤回をすべきであるということを強く申し上げて、討論といたします。

○議長（青木謙順） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

請願第41号県議会議員定数の伊賀市選挙区削減の撤回を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

意見書案審議

○議長（青木謙順） 日程第3、意見書案第1号地方議会におけるオンラインによる参考人からの意見聴取を可能とする法改正を求める意見書案及び意見書案第2号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上いざれも、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、本件はいずれも、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

意見書案第1号及び意見書案第2号の2件を一括して、起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

休 憩

○議長（青木謙順） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時58分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加・議員の辞職

○議長（青木謙順） この際、申し上げます。

山本佐知子議員から議員の辞職願が提出されましたので、会議規則第18条第1項の規定により、議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。山本佐知子議員の議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認めます。よって、山本佐知子議員の議員辞職を許可することに決定しました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（青木謙順） お諮りいたします。明25日から30日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、明25日から30日までは休会とすることに決定いたしました。

3月31日は定刻より会議を開きます。

散 会

○議長（青木謙順） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時59分散会